

# 小川小学校・橘小学校 跡地利活用方針

令和元年 1 2 月

小美玉市

# 目 次

1. 小川小学校	1
(1) 学校跡地利活用の方向性	
(2) 既存施設等の取扱い	
(3) 想定されるスケジュール	
2. 橘小学校	3
(1) 学校跡地利活用の方向性	
(2) 既存施設等の取扱い	
(3) 想定されるスケジュール	

## 1. 小川小学校

### (1) 学校跡地利活用の方向性

子どもたちが安心して遊べる広場や市民の交流拠点として活用する。なお、個別施設計画<sup>※1</sup>において、老朽化が進む小川公民館のあり方を検討する際には、機能等の移転候補地としての活用についても検討する。

### (2) 既存施設等の取扱い

校舎は、耐用年数が経過していることから原則解体する。ただし、公共建築物として活用するにあたっては、必要な対策を行う。

校庭は、地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

体育館は、地域住民やスポーツ団体等に開放し、災害時には、避難所として活用する。

プールは、できるだけ早い時期に解体する。

急傾斜地については、安全のために必要な対策を行う。

### (3) 想定されるスケジュール

- ・令和元年度：体育館の開放（継続利用を確保）

校庭の暫定開放

プールの解体

- ・令和2年度：校舎等の解体又は公共建築物として活用するための対策
- ・令和4年度：急傾斜地の安全対策

※上記スケジュールについては目安であり、状況に応じて柔軟に見直すこととする。

#### <用語解説>

##### 個別施設計画<sup>※1</sup>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

# 小川小学校既存施設等の取扱い

## <校舎>

耐用年数が経過していることから、原則解体する。  
ただし、公共建築物として活用するにあたっては  
必要な対策を行う。

## <体育館>

地域住民・スポーツ団体等に開放、  
災害時には避難所として活用する。

## <プール>

できるだけ早い時期に  
解体する。

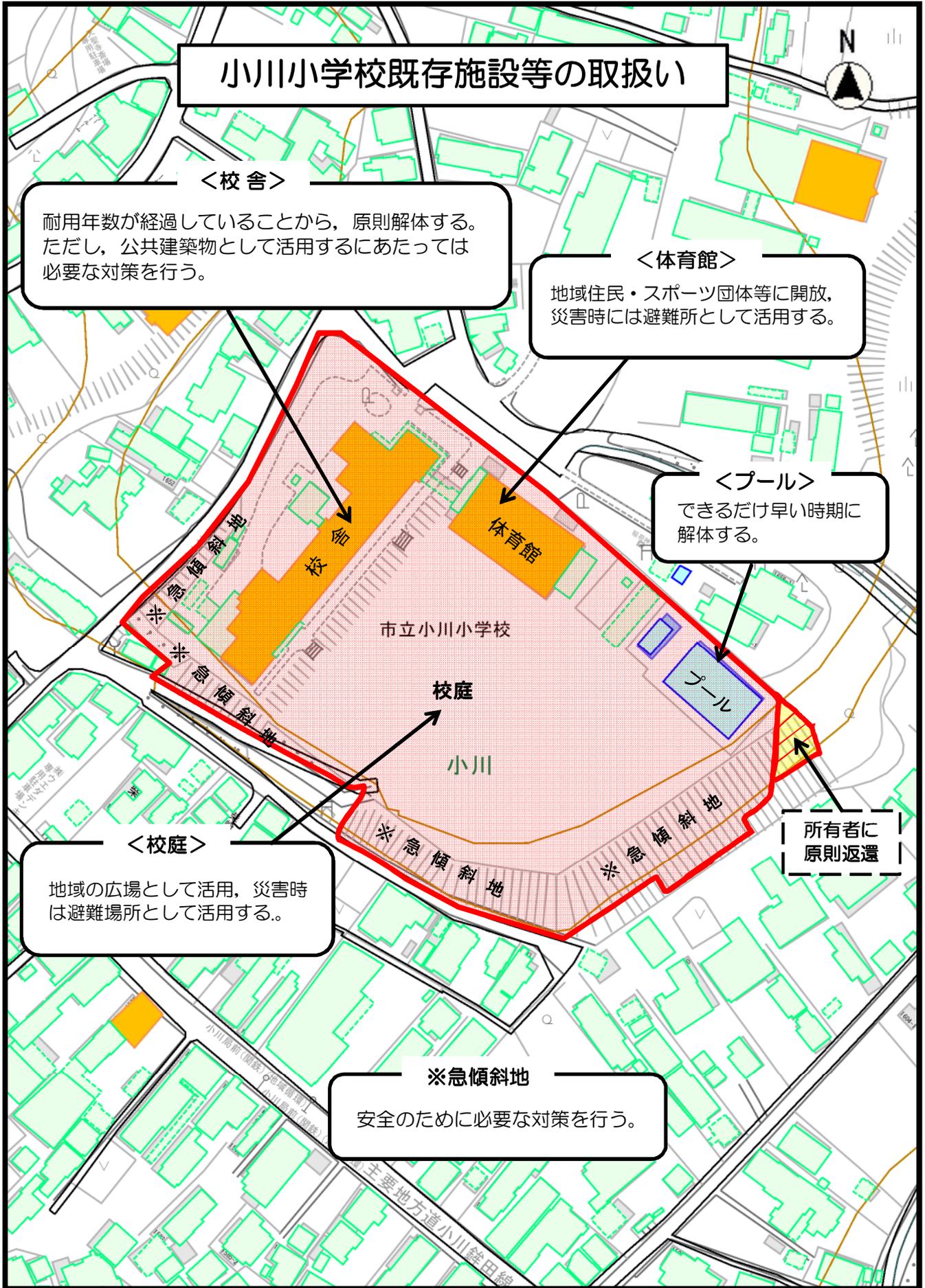
## <校庭>

地域の広場として活用、災害時  
は避難場所として活用する。

所有者に  
原則返還

## ※急傾斜地

安全のために必要な対策を行う。



## 2. 橘小学校

### (1) 学校跡地利活用の方向性

小川運動公園の補完的な利活用を図り、スポーツを中心に地域の子どもたちから高齢者までの多世代が集う交流の広場として活用する。

### (2) 既存施設等の取扱い

校舎は、老朽化及び未耐震化のため解体する。なお、騒音区域内であることを考慮し、解体後のスペースに新たな公共建築物は原則設置せずに、駐車場や広場等として活用する。

校庭は、地域の広場として活用し、災害時は避難場所として活用する。

体育館は、地域住民やスポーツ団体等に開放し、災害時には、避難所として活用する。

プールは、校舎解体時に併せて解体する。

### (3) 想定されるスケジュール

- ・令和元年度：体育館の開放（継続利用を確保）

校庭の暫定開放

- ・令和3年度：校舎等及びプールの解体

※上記スケジュールについては目安であり、状況に応じて柔軟に見直すこととする。

# 橋小学校既存施設等の取扱い

## <校舎>

老朽化・未耐震のため解体する。解体後は新たな公共建築物は原則設置しない。

校舎3 校舎4

所有者に  
原則返還

校舎2

市立橋小学校  
校庭

校舎1

プール

体育館

## <校庭>

地域の広場として活用、災害時は避難場所として活用する。

## <プール>

校舎解体時に併せて解体する。

消防機庫  
建設予定地

## <体育館>

地域住民やスポーツ団体等に開放、災害時には避難所として活用する。